令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件 控訴人 2 控訴人1 外5名

被控訴人 国

控訴人ら代理人意見陳述

2023年7月18日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 宮 本 庸 弘

本日陳述した第2準備書面および第3準備書面で私たちがどのような主張をして いるかについて、概略を述べます。

まず、第2準備書面では、東京地裁令和4年11月30日判決の内容を紹介して その評価を論じています。

東京地裁判決は、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にあるということができるとしました。

東京地裁判決は、札幌地裁判決に続き、本件諸規定に違憲判断を下し、同性カップルの人的結合関係について何らの法的保護・社会的公証も与えられていない現状に合理性を認めることが困難であることを改めて示しました。東京地裁判決の後にも、名古屋地裁及び福岡地裁において、本件諸規定についての違憲判決が下されており、このような評価はますます強固なものとなっています。

しかし、東京地裁判決は、憲法24条1項や14条1項による違憲を認めなかっ

たことなど、是正すべき点も多く含むものであるため、本訴訟においては、東京地裁判決の判断からさらに先に進んで、本件諸規定が憲法24条1項、同2項、及び、14条1項に違反するものであり、本件諸規定による不合理な差別を是正するためには、異性愛者と同様、同性愛者にも婚姻制度の利用を認めるほかないという判断が示されるべきです。

また、本件第一審判決は、個人の尊厳の観点から同性カップルに対しても公認に係る利益を実現する必要があるとしつつも、その方法はさまざまであり、現行の婚姻制度とは別の新たな制度を創設するなどの方法によっても可能であるとしました。そこで、第3準備書面では、婚姻制度とは異なる別制度を導入することの問題点を論じ、国会には現行の婚姻制度の対象に同性カップルを含める以外の立法を選択する余地はないということを論じています。

婚姻と異なる別の制度では、同性カップルは婚姻と同じ法的権利の保障を受けることはできません。婚姻と同じ社会的公証も得られません。そればかりか、わざわざ婚姻とは異なる制度を採用することにより、同性カップルへの差別が正当化され、固定化されることにつながります。

原判決は、婚姻の本質は、永続的な精神的及び肉体的結合を目的として公的承認を得て共同生活を営むことにあると言いました。そして、共同生活保護の必要性は同性カップルと異性カップルとで何ら異なるところはありません。そうであれば、同性カップルを保護するのに、わざわざ婚姻とは別の制度を設ける必要はありません。直ちに婚姻制度の利用を認めればいいのです。

原判決は、生殖や子の養育に着目して、同性間の場合は異性間の婚姻制度をそのまま適用できないとします。しかし、生殖と子の養育についても、現行の法制度をそのまま同性カップルに適用することは可能です。むしろ、同性カップルに制度の利用を認めないことで、控訴人らを含む、多くの同性カップルが、子を産み、子育てをしていく中で、様々な困難や不利益に直面しています。

同性間の婚姻は2023年2月の時点ですでに34カ国で法制化されています。

日本においても、パートナーシップ制度を有する自治体が人口比にして6割以上を 占め、朝日新聞社が2023年2月に行った調査では、同性間の婚姻を「認めるべ きだ」と回答した人が72%に上りました。このように同性間の婚姻に対する社会 的承認が進む中で、わざわざ婚姻制度とは異なる新しい制度を創設する必要性は一 切認められません。

2023年6月23日に、LGBT理解増進法が施行されましたが、残念ながら、 その内容は、自民党内保守派議員による強い反発などを受けて、性的指向及び性自 認を理由とする差別を許さないとする当初の理念から大きく後退したものとなりま した。立法経過を見ると、国会ではLGBTに対する差別を解消するための議論で はなく、LGBTに対する差別を許容する余地を残すための議論や同性婚の導入に 向けた検討を回避するための議論ばかりがなされていました。

原判決は、同性カップルの公認に係る利益の実現のためにどのような制度が必要であるかについては民主的過程において決められるべきであるとしましたが、各地の「結婚の自由をすべての人に」訴訟で違憲判断が相次いでいるにもかかわらず、LGBT理解増進法ですら骨抜きにされることを踏まえると、このような国会に同性カップルの利益保護について広範な立法裁量を認めることは、差別の温存に加担することになると言わざるを得ません。

裁判所は、これらのことを十分に考慮のうえで、同性カップルに現行の婚姻制度 の利用を認めることこそが憲法上の要請であるということを明確に示すべきです。

以上